



# 山形県公報

平成15年8月26日(火)  
第1469号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則..... (保健業務課) ...1009

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定..... (健康福祉企画課) ...1011  
 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出..... ( 同 ) ...1012  
 生活保護法による指定介護機関の指定..... ( 同 ) ... 同  
 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... (農政企画課) ...1013  
 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 ) ... 同  
 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 ) ... 同  
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 ) ...1014  
 国土調査の成果の認証..... (農村計画課) ... 同  
 第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可..... (生産流通課) ... 同  
 民有保安林指定の予定..... (森 林 課) ...1015  
 開発行為に関する工事の完了..... (村山総合支庁建築課) ... 同  
 同..... (置賜総合支庁建築課) ... 同  
 道路の区域の変更..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...1016  
 県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

### 公 告

県営住宅入居者の一般公募..... ( 同 ) ... 同

## 規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第61号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和28年県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第5号」を「第7号まで」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第10条第3項第2号の規定による獣畜の皮等のと畜場外への持出しの許可に関すること。

第1条の2に次の1号を加える。

(7) と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)第4条の3第3項第3号の規定による報告を受理すること。

第8条の次に次の1条を加える。

(持出しの許可の申請)

第9条 法第10条第3項第2号の規定による許可の申請は、別記様式第5号により行わなければならない。

別記様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号(1)

年 月 日

山形県 食肉衛生検査所長 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

牛の皮(卵巣)のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法第10条第3項第2号の規定により、牛の皮(卵巣)をと畜場外へ持ち出したいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の皮(卵巣)の持出しを開始する年月日及び期間
- 3 牛の皮(卵巣)の持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先

| 持出しを行う者の氏名 | 住 所 | 連 絡 先 |
|------------|-----|-------|
|            |     |       |
|            |     |       |

- 4 1日に持出しを行う牛の皮(卵巣)の数量の上限及び個体識別方法

| 持出しを行う者の氏名 | 持出しを行う数量の上限 | 個 体 識 別 方 法 |
|------------|-------------|-------------|
|            |             |             |
|            |             |             |

- 5 運搬の方法並びに牛の皮(卵巣)の落下及び紛失を防止するための措置内容

| 持出しを行う者の氏名 | 運 搬 の 方 法 | 落下及び紛失防止措置内容 |
|------------|-----------|--------------|
|            |           |              |
|            |           |              |

- 6 持ち出された牛の皮(卵巣)を保存する者の氏名、住所及び連絡先

| 持出しを行う者の氏名 | 保存者の氏名 | 保存者の住所 | 保存者の連絡先 |
|------------|--------|--------|---------|
|            |        |        |         |
|            |        |        |         |

- 7 持ち出された牛の皮(卵巣)を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

| 保存者の氏名 | 保存施設の名称 | 保存施設の所在地 | 保存施設の連絡先 | 保存可能量 |
|--------|---------|----------|----------|-------|
|        |         |          |          |       |
|        |         |          |          |       |

備考 牛の皮を持ち出す場合にあつては、保存する化製場の設置の許可書の写しを添付すること。

様式第5号(2)

年 月 日

山形県 食肉衛生検査所長 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法第10条第3項第2号の規定により、焼却するために獣畜の肉等をと畜場外へ持ち出したいので、次のとおり申請します。

- と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 獣畜の肉等の持出しを開始する年月日及び期間
- 獣畜の肉等の持出しを行う者の氏名、住所、連絡先及び運搬方法

| 持出しを行う者の氏名 | 住 所 | 連 絡 先 | 運 搬 方 法 |
|------------|-----|-------|---------|
|            |     |       |         |

- 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の氏名、住所及び連絡先

| 焼 却 者 の 氏 名 | 焼 却 者 の 住 所 | 焼 却 者 の 連 絡 先 |
|-------------|-------------|---------------|
|             |             |               |

- 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

| 焼 却 者 の 氏 名 | 焼 却 施 設 の 名 称 | 焼 却 施 設 の 所 在 地 | 焼 却 施 設 の 連 絡 先 |
|-------------|---------------|-----------------|-----------------|
|             |               |                 |                 |
|             |               |                 |                 |

備考 焼却者の産業廃棄物処分業許可証の写しを添付すること。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表食肉衛生検査所長の項第1項第1号中二をホとし、八をことし、口をハとし、イの次に次のように加える。  
口 法第10条第3項第2号の規定による獣畜の皮等のと畜場外への持出しの許可に関すること  
別表食肉衛生検査所長の項第1項第1号に次のように加える。  
へ と畜場法施行規則第4条の3第3項第3号の規定による報告を受理すること

## 告 示

## 山形県告示第817号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地          | 指定年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 医療法人 加納医院デイケアセンター | 酒田市日吉町一丁目 6 番38号    | 平成15. 8. 1 |
| 芳賀心療内科・神経科クリニック   | 天童市田鶴町四丁目 2 番53号    | 同          |
| まっはし内科胃腸科クリニック    | 東置賜郡高島町大字高島276番地の 8 | 同 8.11     |

## 山形県告示第818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類                   | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-----------|---------------------------------|----------------|------------|
| 鶴岡市立荘内病院  | 訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導 | 鶴岡市馬場町 2 番 1 号 | 平成15. 6.30 |

## 山形県告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地                          | 指定年月日      |
|-------------------|------------------|-------------------------------------|------------|
| ひなたぼっこデイサービスセンター  | 通所介護             | 米沢市館山一丁目 2 番 6 の 2 号                | 平成15. 8. 1 |
| ひなたぼっこ指定居宅介護支援事業所 | 居宅介護支援           | 同                                   | 同          |
| 有限会社セスナー介護事業部     | 訪問介護             | 同 アルカディア一丁目808番地の18                 | 同          |
| デイホームのんき          | 通所介護             | 東田川郡三川町大字猪子字下堀田230番地の 1             | 同          |
| やさく医院             | 訪問看護<br>居宅療養管理指導 | 山形市蔵王成沢字町浦435番地の 1<br>( 51 街区の 10 ) | 同          |
| はなまるケアサービスセンター    | 福祉用具貸与           | 同 馬見ヶ崎三丁目15番 4 号                    | 同          |
| グループホームのんき        | 痴呆対応型共同生活介護      | 東田川郡三川町大字猪子字下堀田230番地の 1             | 同          |

|                          |                                    |                       |       |
|--------------------------|------------------------------------|-----------------------|-------|
| 在 宅 21 く し び き           | 通 所 介 護                            | 東田川郡櫛引町大字黒川字宮の下15番地の1 | 同     |
| た か だ 内 科                | 居宅療養管理指導                           | 米沢市万世町金谷666番地         | 同     |
| 鶴 岡 市 立 荘 内 病 院          | 訪 問 看 護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導 | 鶴岡市泉町4番地の20           | 同     |
| げんきケアステーション              | 訪 問 介 護                            | 天童市天童中二丁目1番1号101      | 同     |
| 医療法人社団健好会<br>サ イ ト - 内 科 | 短期入所療養介護                           | 酒田市一番町9番9号            | 同 8.4 |

## 山形県告示第820号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.65%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年7月18日から適用する。
- 平成15年7月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第821号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。  
第4条の表中「年0.45パーセント」を「年0.95パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年7月18日から適用する。
- 平成15年7月18日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第822号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「年0.1パーセント」を「年0.15パーセント」に改め、同項第2号イ中「年0.1パーセント」を「年0.15パーセント」に改め、同号ロ中「年1.95パーセント」を「年2.45パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.95パーセント」を「年1.25パーセント」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条、第4条及び附則の規定は、平成15年7月18日から適用す

る。

- 2 平成15年7月18日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第823号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.65パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年7月18日から適用する。
- 2 平成15年7月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第824号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
東 根 市
- 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から平成15年2月21日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東根市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字東根の一部
- 5 認証年月日  
平成15年 8月14日

#### 山形県告示第825号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 丹生川漁業協同組合  
口 住 所 尾花沢市大字尾花沢5196番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第11号
- (3) 変更の内容

第7条第1項の表中

「尾花沢市地内銀山川白銀の滝から下流下の湯の堰堤までの銀山川」を

「尾花沢市地内銀山川白銀の滝から下流白銀橋上流の堰堤までの銀山川」に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成15年 8月19日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所  
 イ 名 称 最上川第二漁業協同組合  
 ロ 住 所 西村山郡河北町谷地字山王23番地の1

- (2) 漁業権の免許番号  
 内共第7号、第8号、第9号及び第10号

- (3) 変更の内容  
 第7条に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる場所においては、右欄の期間中水産動物を採捕してはならない。

| 場 所                        | 期 間 |
|----------------------------|-----|
| 寒河江市大字陣ヶ峰地内の寒河江川に架かる臥竜橋の橋上 | 周 年 |

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
 平成15年 8月19日

山形県告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
 平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 鶴岡市大字三瀬字藤倉1 - 1
- 2 指定の目的  
 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
 イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第827号

次の開発行為は、完了した。  
 平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
 平成15年 7月 9日 指令村総建第5009号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 上山市久保手字久保手4490 - 2、4490 - 3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 上山市久保手3769 - 4  
 渡邊 輝義

山形県告示第828号

次の開発行為は、完了した。  
 平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年 7月16日 指令置総建第 5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南陽市中央東字永田75番 2、80番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
米沢市松が岬二丁目 1番19号  
株式会社 ナウエル

## 山形県告示第829号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年 8月26日から同年 9月 8日まで縦覧に供する。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 樺川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長        |
|----------------------------------------|------|------------------------|------------|
| 飯豊町大字松原字文殊前111番 2 から<br>同 字赤坂1380番18まで | 旧    | 105.4メートル<br>↓<br>50.4 | メートル<br>80 |
| 飯豊町大字松原字文殊前111番 2 から<br>同 110番 1 まで    | 新    | 121.3メートル<br>↓<br>63.0 | 同 上        |

## 山形県告示第830号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年 8月26日から同年 9月 8日まで縦覧に供する。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 樺川西線
- 2 供用開始の区間 飯豊町大字松原字文殊前111番 2 から  
同 110番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 8月26日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年 8月26日

山形県知事 高 橋 和 雄



1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地                        | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                       |                                        |                                        |                                        | 敷 金         | 摘 要                      |                                        |
|----------------|------------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|--------------------------|----------------------------------------|
|                |                              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパー<br>ト2号 | 長井市台町3 -<br>2                | 3DK  | 58.0                          | 2          | 一般用 | 14,400<br>円             | 17,500<br>円                           | 20,700<br>円                            | 23,900<br>円                            | 27,600<br>円                            | 31,700<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                        |
| 同 小国アパー<br>ト2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3 -<br>3 - 8 | 同    | 59.4                          | 2          | 同   | 13,800                  | 16,800                                | 19,800                                 | 22,900                                 | 26,500                                 | 30,400      |                          |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年9月1日から9月12日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年9月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課

## 5 入居の時期 平成15年10月上旬